

原賠支援機構法附則6条(見直し条項)の要請(平成23年8月)

【附則第6条第1項】

(例)賠償、事故収束における国の責任の在り方、紛争処理組織の整備

【附則第6条第2項】

(例)政府、原子力事業者、株主等の利害関係者の負担の在り方

原子力損害賠償支援機構法改正
(平成26年8月18日施行)

参考1

国が前面に立って、より着実に廃炉・汚染水対策を進められるよう、原賠支援機構法を改正し、「廃炉等支援業務」を追加。

福島再生のための国と東京電力の負担の在り方の再整理
「原子力災害からの福島復興の加速化に向けて」
(平成25年12月20日 閣議決定)

参考2

国、東京電力、他の原子力事業者等が賠償資金の回収等について応分に負担する体制を構築し、国民負担を最大限抑制

当面の費用分担の在り方等の課題には適切に対応

今後の進め方

- ◆原賠法等の見直し(【附則6条第1項】の要請)については、有識者による総合的な検討が必要。
- ◆原賠支援機構法については、原賠法の見直しの検討状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討。

原子力損害賠償機構法の改正（廃炉支援業務等の追加）

- 福島第一原発事故においては、廃炉・汚染水対策について、事故直後から緊急的・臨時的な体制の下で当面の対応に追われ、中長期的な戦略に必ずしも十分注力できていなかった。
- こうした状況を踏まえ、国が前面に立って、より着実に廃炉・汚染水対策を進められるよう、原賠機構法を改正し、「廃炉等支援業務」を追加。（今年18日施行）

主な業務

1. 廃炉等に関する研究開発の推進

事故炉の廃炉対策に関する研究開発を、中長期的な廃炉計画により統合的な形で実施できる体制を整備を行う。業務遂行に当たり、廃炉等技術委員会が廃炉技術に関する廃炉等技術研究開発業務実施方針を定め、廃炉等の円滑な実施を促進する。

2. 廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告

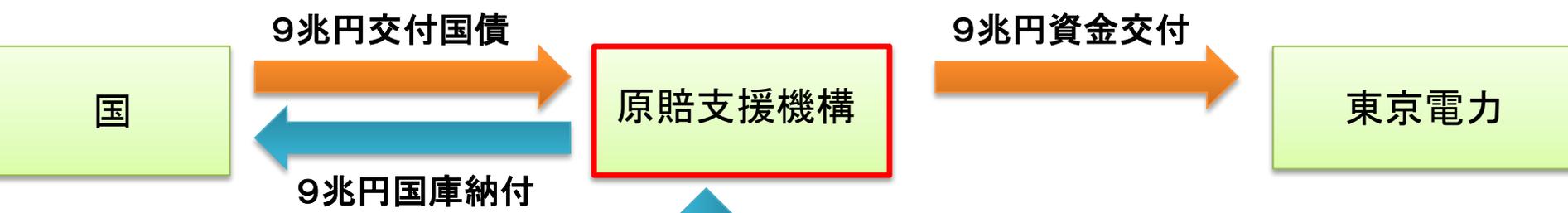
事故炉の廃炉対策の状況・課題を把握し、専門技術的観点から適切な支援を行う。

3. 廃炉等に関する情報提供業務

事故炉の廃炉対策を通じて得られた最新技術などの知見・情報を国内外へ提供を行う。

国、東京電力、他の原子力事業者等が賠償資金の回収等について応分に負担する体制を構築し、国民負担を最大限抑制。

【資金負担の関係】



東電「新・総合特別事業計画」(1/15大臣認定・8/8変更認定)

- 廃炉・汚染水対策のために十分な体制を確保
- 賠償について、適切な形できめ細かく対応
- 電力システム改革を先取りして改革を進め、企業価値を向上
- 改革の進捗等への定期的な包括評価をふまえて国の関与度合いを決定
- 東電から金融機関等の関係者に対して協力を要請

【対金融機関】

- ✓ 与信維持
- ✓ ホールディングカンパニー制移行への協力(連帯保証なし)
- ✓ 戦略的な経営合理化や各子会社の成長戦略のための追加与信2兆円
- ✓ 一般担保の総量キャップ及び私募債スキームの段階的廃止

【対株主】

- ✓ ホールディングカンパニー制移行の了承
- ✓ 株式価値の一層の希釈化の容認

5兆円程度 【賠償】	一般負担金・特別負担金 (原子力事業者)
※特別負担金(東電) 平成23年度 ゼロ 平成24年度 ゼロ 平成25年度 500億円	一般負担金(他の事業者) 平成23年度 815億円 平成24年度 1,008億円 平成25年度 1,630億円
2. 5兆円程度 【除染】	1兆円の機構保有東電株の 売却益の活用 (機構が保有し、利益も機構に帰属)
1. 1兆円程度 【中間貯蔵】	エネ特(電促税)